

目白大学・目白大学短期大学部における研究不正防止対策の基本方針

2022年7月1日

目白大学学長裁定

目白大学短期大学部学長裁定

目白大学・目白大学短期大学部（以下、合わせて「本学」という。）では、「目白大学・目白大学短期大学部における研究費の運営・管理及び研究不正防止に関する規則」第4条第2項に基づき、本学における研究不正防止対策の基本方針を以下の通り定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

研究費の運営・管理及び研究不正防止に関する責任の所在・範囲と権限を明確にし、学内外に公開する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1)コンプライアンス研修及び啓発活動を実施し、研究者の意識向上と研究費使用ルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。

(2)研究費の適正な運用のため、規程等を制定し、研究費の不正使用防止に対するルールを定める。また、事務処理に関する教職員の権限と責任を定め、理解の共有を図る。

(3)研究費の不正使用に係る調査等について、規程を定め、明確化かつ透明化を図る。また、研究費の不正使用に関する学内外からの告発の窓口を大学事務局教務部研究支援課に設置する。

3. 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正発生要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

「目白大学・目白大学短期大学部における研究費の取扱いに関する規程」に基づき、適正に研究費を管理及び執行する。

5. 情報発信・共有化の推進

研究活動に係る学内外からの相談に対応するため、相談窓口を大学事務局教務部研究支援課及び庶務部庶務課に設置する。また、研究費の不正使用への取組に関する本学の方針等について、学内外に周知する。

6. モニタリングの在り方

予算執行を担当する事務部署は証憑点検を徹底する。また、監査室により実施される内部監査の結果については、不正防止計画、コンプライアンス教育及び啓発活動に活用し、周知を図る。